

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】

4

◇ 告 示

- 北九州市客引き行為等の適正化に関する条例の規定による違反者の氏名等の公表【市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課】

8

- 令和6年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所【財政局税務部固定資産税課】

9

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】

10

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】

11

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】

12

◇ 公 告

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【産業経済局地域経済振興部中小企業振興課】

13

- 特定調達契約の落札者の決定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】

16

- 業務契約に係る一般競争入札の公告【市議会事務局総務課】

17

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【建設局道路部管理課】

20

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】

2 3

◇ 交 通 局

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】

2 4

◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を設定する等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和6年3月1日から施行することにしました。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月29日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第1号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第8号中「の規定に基づく戸籍」を「に規定する戸籍」に改め、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「に規定する戸籍証明書」に、

「

1 通につき 4 5 0 円

を

「

1 通につき 4 5 0 円

に

改め、同表中

「

(9)	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 3 5 0 円	を
-----	---	----------------------	---

」

「

(9)	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条に規定する戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき350円	
(9)の2	戸籍法第120条の3第2項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定によ	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円	

」

	<p>り同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）で定めるものに限る。以下この号及び第11号の2において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	
--	--	--

に

改め、同表第10号中「の規定に基づく除かれた」を「に規定する除かれた」に改め、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「に規定する除籍証明書」に、

「

1 通につき 7 5 0 円

を

「

1 通につき 7 5 0 円

に

改め、同表中

(11)	戸籍法第12条の2において準	証明事項1件
------	----------------	--------

	用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	につき 450円	
--	---	-------------	--

を

(11)	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は同法第126条に規定する除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき450円	
(11)の2	戸籍法第120条の3第2項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合にお	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円	

に

ける当該発行を除く。) | | | |]

改め、同表第12号中「の規定に基づく」を「に規定する」に、「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項に規定する届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、

「

1 通につき	350円
(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)	

を

「

1 通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)
--

に

改め、同表第13号中「の規定に基づく」を「に規定する」に改め、「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項に規定する届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、

「

書類1件につき
350円

を

「

書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円

に

改める。

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

北九州市告示第64号

北九州市客引き行為等の適正化に関する条例（令和4年北九州市条例第25号。以下「条例」という。）第13条第1項及び北九州市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則（令和4年北九州市規則第41号）第6条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月1日

北九州市長 武内和久

1 当該公表をされるべき者の氏名及び住所

株式会社 I n f e c t i o n 代表取締役 西原甲浩
名古屋市中区錦二丁目6番19号長者町通ビル3階

2 当該公表をされるべき者の店舗等の名称及び所在地

蔵重

北九州市小倉北区魚町一丁目1番15号巴ビル3階

3 当該命令の内容及び公表の原因となる事実

令和5年11月25日に小倉都心客引き行為等禁止区域内において条例第9条に規定する違反行為（以下「違反行為」という。）である客引き行為を行わせたことについて、令和6年1月10日付けで条例第10条の規定により違反行為を行ってはならない旨の命令を受けたが、同月18日に同区域内の北九州市小倉北区魚町一丁目3番21号先において当該命令に違反して客引き行為を行わせた。

北九州市告示第65号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、令和6年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所を次のとおり告示する。

令和6年3月1日

北九州市長 武内和久

1 縦覧期間

令和6年4月1日から同月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

3 縦覧場所

資産の所在区	縦覧場所
門司区、小倉北区及び小倉南区	北九州市小倉北区大手町1番1号 財政局東部市税事務所固定資産税課
若松区、八幡東区、八幡西区及び戸畑区	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 財政局西部市税事務所固定資産税課

北九州市告示第66号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月1日

北九州市長 武内和久

1 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
菅原町調剤薬局	北九州市八幡西区菅原町3番8号	令和6年3月1日

2 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
さかえケア訪問看護ステーション若戸	北九州市若松区浜町一丁目4番11号	令和6年3月1日
訪問看護ステーションひよこ	北九州市八幡西区馬場山東二丁目1番1号ブランドール馬場山102号	令和6年3月1日
BLOOM－訪問看護－	北九州市八幡西区別所町13番23号フォレストヴィラ別所町207号室	令和6年3月1日

北九州市告示第67号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月1日

北九州市長 武内和久

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
青空こども薬局	北九州市小倉南区企救丘四丁目1 5番22号	令和6年3 月1日
菅原町調剤薬局	北九州市八幡西区菅原町3番8号	令和6年3 月1日

北九州市告示第68号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月1日

北九州市長 武内和久

薬局（育成医療及び更生医療）の名称の変更

指定自立支援医療機関の名称		指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
旧	コスモス薬局沼南店	北九州市小倉南区沼南町一丁目14番3号	令和5年10月1日
新	コスモス調剤薬局沼南店		
旧	コスモス薬局永犬丸店	北九州市八幡西区八枝五丁目4番26号	令和5年10月1日
新	コスモス調剤薬局永犬丸店		
旧	コスモス薬局岸の浦店	北九州市八幡西区岸の浦一丁目12番30号	令和5年10月1日
新	コスモス調剤薬局岸の浦店		

北九州市公告第155号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年3月1日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 フルカラーデジタル複合機1台
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市の指定する場所
- (5) 入札方法

ア モノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価（当該金額に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第2位までを記載する。）にそれぞれの予定枚数（3年間分）を乗じて得た額の合計金額により行う。ただし、契約は、落札金額におけるモノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価契約とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 郵送による入札を認める。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する

る規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市戸畑区中原新町2番1号

北九州テクノセンタービル1階

北九州市産業経済局地域経済振興部中小企業振興課

イ 期間 この公告の日から令和6年3月14日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市産業経済局地域経済振興部中小企業振興課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和6年3月11日まで（日曜日等を除く。）の毎日9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和6年3月11日午後5時までに必着のこと。

(6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便で令和6年3月14日午後5時までに必着のこと。なお、郵送以外による入札書の事前提出は認めない。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市戸畑区中原新町2番1号

北九州テクノセンタービル8階会議室

イ 日時 令和6年3月15日午前10時00分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市産業経済局地域経済振興部中小企業振興課

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2番1号

北九州テクノセンタービル1階

電話 093-873-1433

北九州市公告第156号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年3月1日

北九州市長 武内和久

- 1 特定役務の名称及び数量
令和6～8年度介護保険料納入通知書作成・封入封かん等業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年2月2日
- 4 落札者の名称及び住所
九州総合サービス株式会社北九州支社
北九州市小倉北区堅町一丁目4番28号
- 5 落札金額
5,059万5,309円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和5年12月15日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第157号

一般競争入札により、北九州市議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月1日

北九州市長 武内和久

1 契約内容

(1) 業務名及び数量

北九州市議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務 一式

(2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和11年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市の指定する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市議会事務局総務課

(2) 期間

この公告の日から令和6年3月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札に参加するための要件

この公告に係る競争入札に参加を希望する者は、令和6年3月14日午後4時30分までに入札参加の申出書を北九州市議会事務局総務課に提出しなければならない。

5 入札参加の申出書を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市議会事務局総務課

(2) 期間

この公告の日から令和6年3月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

6 入札書の提出場所等

(1) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市議事堂1階11会議室

イ 日時 令和6年3月18日午後3時00分

(2) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 前号アに同じ。

イ 日時 令和6年3月25日午後2時00分

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 競争入札に参加するための要件を満たさなかった者がした入札

エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とするができる。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市議会事務局総務課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2621

北九州市公告第158号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年3月1日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 パソコン8台、ディスプレイ（液晶）8台、プリンタ8台、バーコードリーダー7台及び接続ケーブル等8本
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書で定めるとおり
- (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局道路部管理課
 - イ 期間 この公告の日から令和6年3月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - (2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市建設局道路部管理課に連絡すること。
 - (3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。
 - (4) 入札に参加するための要件
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行わなければならない。
 - イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。
 - (5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間
 - ア 場所 第1号アの場所と同じ
 - イ 期間
 - (ア) 持参の場合
この公告の日から令和6年3月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - (イ) 郵送の場合
書留郵便で令和6年3月8日午後5時までに必着のこと。
 - (6) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室
 - イ 日時 令和6年3月11日午前10時
- 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上の額。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する

。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市建設局道路部管理課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2271

北九州市上下水道局告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
K-119	株式会社リ・ホームまつお	松尾 卓	北九州市小倉北区清水二丁目1番6号	令和6年3月1日
F-233	エスケイ株式会社	川崎一憲	福岡県直方市大字感田2813番地1	令和6年3月1日
F-234	有限会社島田企画	野田 透	福岡県中間市土手ノ内二丁目8番7号	令和6年3月1日

北九州市交通局公告第 8 号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 号及び北九州市交通局契約規程（昭和 39 年北九州市交通局管理規程第 5 号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 1 日

北九州市交通局長 福 本 啓 二

1 委託内容

- (1) 業務名 令和 6 年度小切手等搬送業務
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 1 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
北九州市交通局総務経営課
 - イ 期間 この公告の日から令和 6 年 3 月 12 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和6年3月12日までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局43会議室

イ 日時 令和6年3月14日午後2時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号
電話 093-771-8401